

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

電子行政の基盤構築のための行政文書の電子化

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

地図や建物の図面、公有財産台帳、戸籍等の紙で保管されている行政文書を電子アーカイブ化し、災害やテレワークなどに対応した情報基盤の構築を行う。

(事業内容)

- ・紙文書のスキャンおよび必要に応じてテキスト情報化
- ・紙図面のスキャンおよび必要に応じてト雷斯 (CADデータ化)
上記を管理するための見出し情報の付加や管理用ソフトウェアの整備も含む。

<対象情報例>

永年保存文書のように長期間保存の情報。例えば、地図や建物の図面、公有財産台帳、戸籍等が考えられる。行政文書ではないが、高等教育機関における卒業などの学籍に関する記録も候補となる。

- ・従事時間に対して一定の時間（勤務時間外）に職業訓練を実施し、事業終了後の就職支援を実施する。

<職業訓練例（無料e-ラーニング）>

メデイア教育開発センター NIME-glad <http://nime-glad.nime.ac.jp/>
文部科学省 草の根 e-ラーニング <http://kusanone.nime.ac.jp/>
科学技術振興機構 Web ラーニングプラザ <http://weblearningplaza.jst.go.jp/>

(参考：電子行政における重要性)

行政機関では情報システム導入前の紙情報を電子化せずに紙で保持していることも多い。情報システム導入後の情報は検索および利活用できるものの、それ以前の紙情報を利活用する必要がある場合には著しく効率が悪い。古い紙情報の電子化は電子行政実現に欠かせない事業である。

(人員等の基準)

- ・原則として市町村の自由設計。
- ・電子化事業は民間事業者に委託し雇用の拡大を図る。そのため、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に採用する。

(雇用対象者の規模)

- ・市町村の自由設計。紙文書の保有状況による。目安としては、都道府県・市区町村でそれぞれ數十名単位。

(委託費水準)

- ・市町村の自由設計。目安としては、10名を6ヶ月雇用した場合、年収350万円とすると175万円×10名=1750万円。

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体（対象文書の選定・準備、委託先の選定・監督）
- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・国：事業運営全般に関する相談・助言

<経済産業省：対象文書の範囲、契約方法などをサポート>

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

- 定性的効果：電子行政の情報基盤の強化
- ① 行政文書の検索性の向上、分析による高度利用
 - ② 地図情報の高度利用
 - ③ 紙文書保管コストの低減
 - ④ 災害による庁舎被災時の対応力の強化
 - ⑤ テレワークの推進

(先行事例)

- ① 緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について（平成11年6月11日、産業構造転換・雇用対策本部決定）において「緊急地域雇用特別交付金」の交付を決定。G I S（地理情報システム）の作成作業、環境マップの作成、資料整理作業等の事業を行政の効率化等を進める観点から実施。
- ② 静岡県緊急雇用対策（1月補正予算）：自然公園に関する許認可の状況のデータベース化、保有している図書台帳の電子データ化等を実施。

(期間後の取扱い)

- 電子行政構築に必要な作業であるため、期間終了後も電子行政推進の一環として当該機関の自主事業として継続。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省商務情報政策局情報政策課
情報プロジェクト室 課長補佐 金子／係員 渡辺
電話番号：03-3501-2964 / ファックス：03-3501-6403

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 地籍等の調査作業
(関係省庁名) 国土交通省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険箇所等、今後砂防事業等の展開の可能性のあるエリアにおける地籍の調査 ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の境界の明確化
(関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県（市町村）：民間企業等へ委託 ・ （事業展開に必要となる事項・規制緩和など） 特になし
(期待される効果) <p>定性的効果：土砂災害危険箇所周辺の地籍の明確化による、今後の砂防指定地等の区域指定及び砂防事業等の展開の迅速化。</p> <p>砂防指定地等の区域境界の明確化による適切な維持管理。</p>
(先行事例) <ul style="list-style-type: none"> （期間後の取扱い）
(関係省庁担当者連絡先) <p>国土交通省河川局砂防部砂防計画課 企画係長 鈴木 電話番号：03-5253-8467 / ファックス：03-5253-1610</p>

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 国民健康保険徴収促進・適用適正化事業
(関係省庁名) 厚生労働省	
事業の概要	
市町村又は広域連合において臨時の嘱託職員を採用し、被保険者等への戸別訪問等を通じ、国保の収納率の向上や被保険者の適用適正化などを図る。	
(事業内容)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の滞納者への戸別訪問、夜間・休日訪問を行い、徴収の促進及び滞納被保険者の実態把握を図る。 ・ 被保険者証が未着どなった被保険者に対しても戸別訪問を行い、対面で被保険者証の交付及び制度説明をすることや、市町村窓口等におけるきめ細かな相談体制の構築を図る。 ・ 昨今の急激な雇用情勢の悪化で離職を余儀なくされた者等に対して、離職者が多数発生した企業への訪問等を通じて国民健康保険の適用を勧奨し、もって離職者等の医療の確保を図る。 	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	
(特になし)	
(期待される効果)	
<p>定性的効果：① 国保の保険料の収納率向上に資する。保険料減免等も含め、被保険者の個々の事情に応じた納付相談に資する。</p> <p>② 被保険者の住所等の確認や被保険者証の対面交付を通じてのきめ細かな制度説明及び届出勧奨に資する。</p> <p>③ 離職者等の医療の確保を図ることができる。国民健康保険の未適用者を減少させることができる。</p>	
(先行事例)	
(特になし)	
(期間後の取扱い)	
(関係省庁担当者連絡先)	
厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐 森新一郎 / 係長 角園太一 電話番号：03-3595-2565 / ファックス：03-3504-1210	
厚生労働省保険局高齢者医療課 課長補佐 内垣安英 / 係長 國代尚章 電話番号：03-3595-2090 / ファックス：03-3504-1210	

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 健康疾病対策普及啓発・相談事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容)
<p>①インフルエンザ等普及啓発・相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生が危惧されている新型インフルエンザに関する基礎知識や発生時において適切な行動ができるための情報提供 ・毎年流行する季節性インフルエンザの国民への感染防止及びまん延防止に関する知識を広く普及させるためのパンフレット、ポスターなどの作成 ・ハイリスク層（高齢者）に対する季節性インフルエンザ予防接種の勧奨 ・高齢者施設等に対する感染防止に関する情報提供 <p>②新型インフルエンザ認知実態・リスクコミュニケーション推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対し、新型インフルエンザに関する意識調査を行うとともに、新型インフルエンザの発生前に個人・家庭において行うべき準備及び発生時の正しい行動や対応などの正しい知識の普及啓発を行う。 ・普及啓発内容は地方自治体の自由設計（「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等） <p>③性感染症に関する普及啓発・相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性感染症の感染防止及びまん延防止に関する知識を広く普及させるためのパンフレット、ポスターなどの作成 ・特に若年層に対する性感染症の基礎知識の普及を行う。 <p>④感染症に関する相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザ、性感染症に関する不安の解消、普及啓発のため、自治体に電話相談窓口を設置する。 ・性感染症に関しては、その性質に配慮し、匿名での相談ができる電話相談窓口を設置 <p>⑤歯周疾患検診、骨粗鬆症検診普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診対象者に対する受診勧奨 ・受診券の発送、結果点検と入力、精密検査勧奨（ハガキ送付）、精密検査結果入力等 ・地域の実情に応じた普及・啓発活動 <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年流行しているインフルエンザに関する住民の知識の向上により、感染者数の減少につながり、ひいては医療費の削減のみならず、現在発生が危惧され

ている「新型インフルエンザ」の発生時における感染予防にも役立つことが期待できる。

- ・新型インフルエンザに関する知識について地域住民の現状把握、普及啓発現状の把握を行うことによる的確な対策の企画・立案が可能となる。
- ・性感染症については、その性質上、相談する場所が限られており、特に若年層からは相談しにくい内容であることに配慮し、全国の自治体単位で広く窓口を設置し、また、保健所と連携し、検査体制の充実を図ることで総合的な感染対策につながることが期待される。

- ・検診受診率の向上により歯の喪失予防や早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症が予防でき健康増進を図ることができる。

(先行事例)

- ・国において、毎年、民間に委託し、インフルエンザをはじめとした感染症相談窓口を設置している。(年度ごとに一般競争入札を行い業者を決定している。)
- ・国において、毎年、民間に委託し、性感染症の相談窓口を設置している。

(過去の実績)

- ・NPO法人バイオメディカルサイエンス研究会
- ・株式会社保健同人社
- ・財団法人性の健康医学財団

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

- ①～④厚生労働省健康局結核感染症課特定感染症係長 近藤 尚久
電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3581-6251
- ⑤厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 室長補佐 山本晃嗣 / 主査 高橋香苗
電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3502-3099

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

ブロードバンドセミナー

(関係省庁名)

総務省

事業の概要

(事業内容)

2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消を目的とし、以下の事業をNPO法人等に委託し実施する。

- ①ブロードバンド未整備地域におけるブロードバンド体験講習会の開催
ブロードバンド設備（衛星ブロードバンド等）を仮設置し、住民がブロードバンドを体験し、その利便性や必要性等を実感することにより、未整備地域におけるブロードバンド整備促進へのきっかけ作りを行う。
- ②ブロードバンド整備後のインターネット講習会の開催
ブロードバンド整備後に各地域において、高齢者等を対象にインターネット利用講習会を開催し、利活用方法、利用上の注意事項や情報漏洩などのセキュリティ面での対策等を説明する。

- ③ブロードバンドサポートセンターの開設
インターネット講習会開催後のフォローを行う。

(講師・設備)

- ・講師に関して、講習会等において講師となる者をNPO法人等で新規に雇用し、研修等を通じ講師としての必要な能力を身につけさせ、また、必要に応じ情報セキュリティ等に係る資格等を取得させる。
- ・講習会場は公民館等の公共施設を無料で利用する。公共施設がない場合は、一般住宅において実施する。

(講習会の参加料)

原則無料とする。但し、講習会後のQ&A対応などで現地対応が必要な場合は実費とする。なお、インターネット利用以外の個別アプリケーションのQ&Aについては講師のスキルによるところもあるため、別途検討する。

(委託費)

市町村→NPO法人等

- ・人件費用（一人当たり） 7,000円×25日×6月=1,050,000円
 - ・NPO法人等（1箇所） 1,500,000円
- （費用については、地域要件、実施要件に応じて適切に積算すること）

(関係者の役割)

・市町村：実施主体（施設の確保、運営委託先の選定・監督）、講習会開催、サポートセンターの運営管理
・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、NPO法人等への協力要請、市町村からの全般的な相談等
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
(期待される効果)
定性的効果：ブロードバンドの普及促進
(先行事例)
(期間後の取扱い)
2 4年度以降は既存制度もしくは、民間事業者による既存サービスに併合。
(関係省庁担当者連絡先) 総務省総合通信基盤局高度通信網振興課 課長補佐 金子 / 係長 石黒 電話番号：03-5253-5866 / ファックス：03-5253-5868

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス普及啓発・支援事業
(関係省庁名) 経済産業省
事業の概要
地域の社会的課題の解決に、地域住民や民間事業者がビジネスとして取り組む（ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス 以下SB／CB）活動の普及啓発や支援事業により、地域における新たな起業や雇用創出の機会等を促進させる取組。
(1) 普及啓発事業
SB／CBの定義や社会的意義、団体の取組等紹介する講演会を開催し、地域住民への理解を深めることで新たな参画者の開拓を行う。また、SB／CBに関する調査・研究事業を実施することで、SB／CBへのニーズの掘り起こしや事業者の実態を把握する。
(2) 新規起業支援事業
新たに起業を考えている地域住民向けのセミナーや相談窓口の設置により、起業サポート体制を整備すると共に、セミナー内容のフォローや参加者間の情報交換、ネットワーク形成を推進する。
(3) フォローアップ事業
既存団体の経営基盤強化やPR不足解消を図るため、より実践的なセミナーや専門家派遣を行う。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)・特になし
(期待される効果) 定性的効果：SB／CB振興施策によって地域の活性化が図られる。
(先行事例)
・福岡県…地域課題の解決に向けた高齢者の能力活用事業 ・福岡市・北九州…コミュニケーション・ビジネスフォローアップ事業 ・長崎県…コミュニケーション・ビジネスフォローアップ事業 ・大分県…コミュニケーション・ビジネス・ステップアップ事業 ・宮崎県…中山間地域コミュニケーション・ビジネス応援事業 (期間後の取扱い) 各事業実施主体における自立化を期待
(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課 電話番号：03-3501-0645 / ファックス：03-3501-6231

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

地方公共団体におけるアウトソーシング等テレワークを活用した雇用・就業創出事業

(関係省庁名)

総務省

事業の概要

地方公共団体の府内業務のアウトソーシング事業等にテレワークを活用することにより地域住民の地域での雇用を実現。

【府内業務の例】

- ・調査集計業務
- ・会議のテープ起こし・会議録の作成
- ・データ入力
- ・ホームページ作成
- ・アンケート調査
- ・行政案内等のコールセンター業務

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 離れた場所でも仕事ができるテレワークを活用することにより、都市部のみならず就業機会の乏しい中山間地域など自治体内の各地域の人材の活用を図ることができ、アウトソーシングの効果を広く地域振興につなげていくことが可能となる。
- ② 在宅で仕事ができるテレワークを活用することにより、高齢者、障害者、育児や介護を行う女性などの就労機会の拡大が期待できる。

(先行事例)

高知県（高知県、黒潮町）において、類似の事業事例あり。

<http://www.pref.kochi.jp/~gyoukai/index.html>

(期間後の取扱い)

地方公共団体がアウトソーシングを継続的に行うなど、地方公共団体の判断で継続実施が可能。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局情報流通高度化推進室 課長補佐 佐藤・江藤

電話番号：03-5253-5751 / ファックス：03-5253-5752

(関連分野)
文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

公文書館、図書館、博物館の所蔵文書等のデジタルアーカイブ化

(関係省庁名)

総務省

事業の概要

(事業の内容)

- ・都道府県、市町村の公文書館、図書館、博物館等の所蔵する文書や史料等についてデジタル化を行い、検索や利活用が容易な形でのアーカイブ化を図る。
- ・デジタル化に係るスキャニングやメタデータの入力作業等の業務を地元の民間企業等に対してアウトソーシングすることで、地域の雇用の創出を図る。その際に、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に活用することを条件とし、また、未経験者への研修を雇用下で行う。(自治体が直接雇用して実施することも可能。)
- 一研修は専修学校・各種学校・大学等の民間教育訓練機関等への委託によりを行い、研修期間は1週間～3か月程度とし、文書情報管理士等の資格取得を目指すものとする。

(設備・職員等)

- ・設備は原則として、史料等を所蔵する公文書館、図書館等の既存設備を活用することとする。ただし、不足する場合にはレンタル・リース等で補うことも可能。
- ・職員のうち一部は雇用下での研修の対象者又は修了者とし、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に採用する。

(委託費水準)

・市町村の自由設計。ただし、目安としては

- ◆ 都道府県、市町村→入力作業等受託事業者
<画像作成費用> 50円(画像撮影単価) × 150(1冊当たりの撮影コマ数) × 蔵書数
<OCR経費> 280円(校正作業あり) × 150(1冊当たりの撮影コマ数) × 蔵書数
(※1冊あたりの撮影コマ数を150コマと想定した場合。)
- ◆ 都道府県、市町村→民間教育訓練機関等
研修受講者1人1月あたり5万円(第2級文書情報管理士の資格取得を目指す場合を想定)を参考。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正:特になし

(期待される効果)

定性的効果:

- ①公文書や各種史料等の電子化・アーカイブ化により、各種の研究や教育用のコンテンツなどにも利用しやすいものとなるなど、地域における情報資源の有効利用が可能となる。電子化・アーカイブ化された文書や史料等は今後のユビキタス社会における公共イシフラーとして活用することが可能である。

②離職者等が訓練を通じて、文書情報管理等のスキルや資格を取得することで、企業における情報管理等の専門家として就職の機会が拡大する。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

平成24年度以降は、委託訓練制度などの既存制度事業に切り替える。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局情報流通振興課 課長補佐 折笠 / 係長 中野
電話番号 : 03-5253-5748 / ファックス : 03-5253-5752

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) ブロードバンド普及推進意識調査
(関係省庁名) 総務省
事業の概要
(事業内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド未整備地域等の住民を対象に、ブロードバンド整備に向けた説明会を開催しつつ、アンケート形式で意識調査を行い、その結果の分析を行う。 ・市町村は、説明会及びアンケート結果を活用し、今後のブロードバンド整備に向けた検討を実施し、その着実な推進を目指す。 ・また、意識調査の結果を基に地域の実情に応じた整備手法を探用する。 ・説明会、意識調査に要する人材は、市町村や地元のNPO法人等が雇用することを条件とする。
(委託費)
市町村→NPO法人等
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用（一人当たり） 7,000円×25日×6月=1,050,000円 ・NPO法人等（1地域） 1,000,000円
(費用については、地域要件、実施要件に応じて適切に積算すること)
※なお、市町村が直接実施する場合も事業の対象する。
(関係者の役割)
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村：実施主体（施設の確保、運営委託先の選定・監督）、講習会開催の支援 ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、委託先への協力要請、市町村からの全般的な相談等
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
(期待される効果)
定性的効果：ブロードバンドの普及促進
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 総務省総合通信基盤局高度通信網振興課 課長補佐 金子 / 係長 石黒 電話番号：03-5253-5866 / ファックス：03-5253-5868

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

遺跡出土品などの遺物、歴史的資料、民俗文化財の整理、公開による地域文化の振興を図る事業

(関係省庁名)

文化庁

事業の概要

(事業内容)

本事業は、それぞれの地域の歴史を知る上で貴重な資料、遺物、有形の民俗文化財について、博物館・美術館や埋蔵文化財センター、歴史民俗資料館等で保管されるものの整理等を行い、それらの公開活用事業等に役立たせることにより、地域文化の振興を図るものである。

例えば埋蔵文化財については、発掘調査後に未整理となっている出土品、資料の整理や、一度整理したものでも機能的に保存活用をはかるために収蔵庫等への再整理や情報のデータベース化などが考えられるほか、遺跡 GIS の整備、域内の史跡の維持管理なども考えられる。

また、歴史的資料については、調査が進んでいない近代（明治時代）以降の資料が地方の資料館や博物館で数多く収蔵されているケースが多く、未整理のものも多いことから、本事業を活用して資料を整理することも考えられる。

有形の民俗文化財については、収蔵したまま整理が十分になされていないものも多く、本事業を通じて、形態上の特色、使用法、制作方法等の情報を整理し、より一層の活用に資することが可能となる。

これらについては、取扱いについて専門的な知識がなくとも調査ができることが多いため、人的な補填で十分に整理できることが期待される。

それぞれの地域の歴史を知る上で貴重な資料、遺物、有形の民俗文化財については、単に収蔵し保管を図るだけでなく、必要な整理・修復などをを行うことでその価値の最大化を図るとともに、その公開活用を行うことで地域文化の振興を図ることも可能となる。

(必要な人数・雇用数等)

望ましい雇用数については、当該自治体等の抱える未整理の資料、遺物、有形の民俗文化財が様々ため設定できない。

(委託費水準)

雇用を行う人材に応じて、都道府県、市町村が設定

(留意点)

特になし。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正を要する事項は特に存在しない。

(期待される効果)

定性的効果：地域における文化財の整理作業、環境整備等が進むことにより、文化財の保護に資する。

(先行事例)

平成13年度に行った緊急地域雇用において同様の事業を行った。

(期間後の取扱い)

地方公共団体に登録することなどにより、引き続き雇用される機会があることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

(関係省庁担当者連絡先)

文化庁文化財部伝統文化課 係長 中村

電話番号：03-6734-2864 / ファックス：03-6734-3820

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 臓器移植・骨髓バンク普及啓発・登録促進事業	(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要		
(事業内容)		
都道府県において、雇い止めされた派遣労働者等の期限付き雇用により、以下の事業を実施し、臓器移植・骨髓バンクの普及啓発を図る。		
<p>①骨髓バンク普及啓発・登録促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドナー登録会場などにおけるドナー登録の呼びかけ及び登録受付 ・骨髓バンクに関するパンフレット等の広報資料の配布 ・保健所等におけるドナー登録に関する問い合わせへの対応 ・ドナー休暇制度導入の促進を図ることを目的とし、企業等に対して骨髓バンク事業の概要説明 ・その他 <p>②臓器提供意思表示カード・シール等の配布及び臓器移植に関する普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思表示カード・シール等は各都道府県や市町村の自治体窓口、保健所、運転免許試験場(センター)、警察、一部のコンビニエンスストア、病院等に設置しているが、その設置状況を巡回調査して補充を行ったり、新規設置場所を開拓し、適正な常時設置を依頼する。 ・各市町村単位でのイベント(健康まつりなど)にて、意思表示カード・シール等を配布できる機会があれば、その要望を受けて、配布要員を派遣する。 ・役所の被保険者証発行窓口において、裏面に意思表示をするための説明員の設置(意思表示欄がある場合は記入方法を、意思表示欄が無い場合はシールの貼付を普及)、普及啓発のためのイベントの企画運営と移植医療の知識を普及する。 ・その他。 		
(人員等の基準)		
・待遇・雇用対象者・雇用期間等、都道府県の自由設計		
(関係者の役割)		
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県：実施主体、連携体制の構築の他、事業実施に係る全般的な助言 ・①については、(財)骨髓移植推進財団：骨髓バンク事業に係るドナー登録・受付業務に必要な知識提供のための研修を実施 ・②については、(社)日本臓器移植ネットワーク：雇い入れ職員に対する臓器移植関係の基礎知識提供のための研修実施 		
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)		
特になし		
(期待される効果)		
定性的効果：		

①については、国民に対し、骨髓バンクに関する知識・理解を深めることにより、ドナー登録者の拡大が図られるとともにドナー休暇制度を導入した企業が増えることによりドナーが骨髓を提供しやすい環境が整えられ、骨髓移植件数の増加が見込まれる。よって、骨髓バンク事業の推進に大きく寄与すると考えられる。

②については、地域住民が必要とした時に、適切な資料が入手できるサービスの恒常的運用→臓器提供に関する意思表示の機会の増加

臓器移植の普及活動に関与したことによる社会的意義の理解者の増加

(先行事例)

茨城県：骨髓バンク登録推進事業（骨髓バンク登録推進員を雇用し、骨髓バンクの推進に関する事業）

福島県：骨髓バンク推進事業（骨髓バンク説明員を雇用し、骨髓バンクドナー登録会の説明及び受付業務）※平成16年度に実施

富山県：移動献血併行型ドナー登録会・骨髓移植街頭キャンペー

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室 課長補佐 竹内正広 / 係長 山田千恵
電話番号：03-3595-2256 / ファックス：03-3593-6223

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 都道府県等医薬品等監視関係業務臨時強化事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、薬事監視員の資格要件を充たす者（大学等において薬学、医学、歯学、獣医学、理学又は工学に関する専門の課程を修了するなどした者等）を臨時職員として雇い入れ、薬事監視員の業務に従事させることができるものとする。 原則1年以上の雇用期間とする。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果) <p>定性的効果：薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく監視指導等の業務を実施する体制が強化され、国民の保健衛生に資することとなること。</p>
(先行事例) <p>特になし</p>
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) <p>厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 課長補佐 中井清人／伏木崇人 電話番号：03-3595-2436 / ファックス：03-3501-0034</p>

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 薬物乱用防止普及啓発事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 亂用が危惧されている大麻等に関する薬物の有害情報や乱用防止の情報提供・地域キャラバン。 例:デパート・スーパー前、学校門前、イベント会場等でのパンフレット等の配布 (人員の基準) <ul style="list-style-type: none"> ・ 待遇・雇用対象者・雇用期間等は都道府県の自由設計 (事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果: <ul style="list-style-type: none"> ①薬物乱用に関する知識の向上を図ることが可能。 ②従来のルートでは必ずしも十分に情報が提供できていなかつた年齢層に対しても、各種の場を通じることにより情報提供が可能。 (先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 課長補佐 安田尚之 電話番号: 03-3595-2436 / ファックス: 03-3501-0034

(関連分野)
文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

都道府県等食品衛生関係業務臨時強化事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(現状)

- 国内で流通する食品に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく監視指導については、国産品か輸入品かを問わず、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）が食品衛生監視員を中心として実施している。
- 昨今、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案、中国産の乳及び乳製品におけるメラミン混入事案等が相次いで発生しているため、食の安全に対する国民の関心が高まり、都道府県等の食品衛生関係業務に対するニーズが増大している。

(事業内容)

- 都道府県等は、食品衛生監視員の資格要件を充たす者（大学等において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修了した者等）を臨時職員として雇用し、食品衛生監視員の登録養成施設の課程を修了した者等）を臨時職員として雇い入れ、食品衛生監視員の業務に従事させができるものとする。
- そのほか都道府県等は、食品衛生監視員の資格要件を充たさない者を臨時職員として雇い入れ、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて禁止される健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の探索、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの一環としてのホームページの改善や意見交換会の開催等の業務に従事させができるものとする。
- いずれも、原則1年以上の雇用期間とする。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- 特になし
- (期待される効果)
定性的効果：食品衛生法に基づく監視指導等の食品衛生関係業務を実施する体制が強化され、国民の健康の保護に資することとなる。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 課長補佐 田中謙一 / 係長 久野克人

電話番号：03-3595-2326 / ファックス：03-3503-7965

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

障害者施策普及・啓発事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

- ・ 障害者施策に係るリーフレット等の配布等を行うことにより、国民の理解を深め、障害者施策の普及・啓発を図る。

(具体的事例)

- ・ 障害者自立支援法の理念、制度等について広報を行う。
- ・ 見た目では判断しにくい発達障害や内部障害に関する、国民の理解を深めるためのリーフレット等を配布する。
- ・ 補助犬について、啓発推進員が企業、公共施設を訪問し、身体障害者補助犬法の趣旨の啓発に努め、理解を広げる。

(設備・人員等の基準)

- ・ 原則として、都道府県(指定都市、中核市)の自由設計。
- ・ (利用者の規模、利用料、委託費水準、関係者の役割)
- ・ 都道府県等の自由設計

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

・ 特になし

(期待される効果)

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課主査西平俊秀
電話番号: 03-3595-2389 (直通) / ファックス: 03-3502-0892

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

医療事務における電子化事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

医療保険の診療報酬明細書の請求にあたって、審査支払機関や地区医師会等で行うパンチ入力業務等について、離職者、雇止めされた派遣労働者等を雇用して従事させた場合、当該審査支払機関等（業務が委託されている場合は、その委託先）に助成を行う。また、医療機関において、紙カルテから電子カルテへの入力業務、紙カルテの電子媒体保存業務等の事務作業について、離職者、雇止めされた派遣労働者等を雇用して従事させた場合、当該病院等に助成を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：電子化が促進されることによって、医療事務の効率化が図られる。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省保険局総務課 保険システム高度化推進室

健康保険情報推進専門官 星野 幸治

電話番号：03-3595-2165 / ファックス：03-3504-1210

厚生労働省医政局医療機器情報室室長補佐 納富 修

電話番号：03-3595-2430 / ファックス：03-3595-0595

厚生労働省医政局総務課課長補佐 西川 隆次

電話番号：03-3595-2189 / ファックス：03-3595-2048

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

国営事業所（国営土地改良事業）における行政文書の電子化支援

(関係省庁名)

農林水産省

事業の概要

(事業内容)

- ・国営事業所にある工事・用地図面類、土地改良施設台帳、受益農家台帳等、大量に紙で保存されている行政文書類の電子化を進め、将来の適切な維持管理に資する。

(事業実施形態)

- ・国営事業所が、都道府県又は市町村が委託する民間企業等から労働者を受け入れ、行政文書類の電子化作業等を行う。

(費用)

必要経費は、人件費（人数×雇用日数）と事務経費

(関係者の役割)

- ・民間企業等……………直接労働者を雇用し、国営事業所に派遣する。
 - ・国営土地改良事業所……………民間企業等から労働者を受け入れる。
 - ・県・市町村等……………民間企業等に業務委託する。
- (事業展開に必要な事項・規制緩和など)
- ・制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

国営事業所で行政文書の電子化を図ることにより、国営事業完了後における土地改良区（施設管理者）への適切な管理委託が可能となる。

(先行事例)

・なし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農村振興局設計課 課長補佐 久保 / 係長 小倉
電話番号：03-3591-5798 / ファックス：03-3500-4053

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 農業集落排水施設啓発普及事業
(関係省庁名) 農林水産省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設は、地域内の各家庭から排出される生活雑排水やし尿を処理するといった性格上、各家庭との接続が不可欠。 しかし、未だ接続されていない家屋も多く存在する（全国の未接続率：約22%）が、住民組織体制の弱体化もあり、地域としての取り組み、啓発が十分なされていないところ。 このことから、その住民等に対し、接続の必要性、施設機能の効果等の啓発を行う啓発普及員制度を創設。必要に応じて、研修会等を実施する。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) <p>特になし</p>
(期待される効果) <p>定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村財政の健全化：接続が進めば、使用料金が徴収できる。 地域での雇用：農業集落排水施設は、全国に5,000 もの施設が稼働していることから、地域求職者を受け入れやすい。
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省農村振興局農村整備官 農村整備官補佐 糸賀 / 係長 近藤 電話番号：03-6744-2200 / ファックス：03-3501-8358

(関連分野) 文書電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 農業水利施設にかかるストックマネジメント情報・データの電子化業務
(関係省庁名) 農林水産省
事業の概要
(事業内容) 地方公共団体や土地改良区が造成した農業水利施設に関し、関係図面、改修や補修履歴の情報を電子化し、施設の長寿命化や今後の適時適切な施設の改修に資する。
(事業実施主体) 地方公共団体及び土地改良区
(費用) 人件費（人数×雇用日数）、事務経費、パソコンコンピュータ、スキャナ等の借料） (その他) データベースの構築等は別途行うものとし、とりあえずデータのTXT形式、PDF形式等への変換作業を行うものとするが、既存のデータベース等で活用可能なものがあれば、それを利用して入力作業を行う。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし。
(期待される効果) 定性的効果：農業水利施設に係る基本情報や改修情報、点検結果等の情報を収集、保管し、適時適切な補修・改修を行うことは、施設の適切な維持管理及び、長寿命化につながり、予算の有効活用となる。
(先行事例) なし。
(期間後の取扱い) 今後、農業水利施設に係るストックマネジメントデータベースの構築に対する補助事業を検討。
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省 農村振興局 水資源課 課長補佐 福田 / 係長 玉手 電話番号：03-3591-7073 / ファックス：03-5521-1399

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 海岸保全施設の現況調査事業
(関係省庁名) 農林水産省（農村振興局）、水産庁、国土交通省（港湾局）
事業の概要
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の現況を把握することにより、津波、高潮発生時における機能確保を確認するとともに、地域の雇用創出を図る。 <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設について、海岸管理者（都道府県、市町村）が民間企業への委託や海岸管理者自身により老朽化の程度などを確認する場合、その費用を支援する。（100%支援） <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者：実施主体 ・受託者：民間組織など ・国：マニュアルの配布、ハード対策の有無に関する相談など <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通常の管理では行き届かない海岸保全施設の網羅的な現況把握は、その後の計画的なハード対策に繋がる重要な基礎データとなる。 ② 施設の老朽化などに起因する重大な事故を未然に防ぐことができる。 <p>(先行事例)</p> <p>特になし。</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>現況調査事業による結果をもとに海岸管理者が適時適切にハード対策を実施</p> <p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>水産庁防災漁村課海岸班 課長補佐 黒澤 / 係長 金納 電話番号：03-3502-5304（直通）6903（内線）/ ファックス：03-3581-0325</p>

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 地域情報整備事業
(関係省庁名) 国土交通省	事業の概要

(事業内容)

土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報台帳情報、空中写真など、地域に密着し利用価値が高い多様な地図を電子的に整備し、地域の住民や企業もこれを活用していくことが望まれる。

特に、地方公共団体においては、地図が紙等で管理されており、早急に電子化する必要がある。また、電子化された地図を基に変化情報や地域情報を現地調査により収集し、収集電子化した情報を地図データとともにWeb等で活用できる環境を整備し、情報の有効活用を推進する。

○地図の電子化

地方公共団体においては、基盤地図情報の元データとなる地図が紙で管理されているものがあり、早急に電子化の推進を図る必要がある。それらを電子化し、担当部局の枠を越えて統合的に整備、維持管理を行う。

○地域情報の現地調査による収集と電子化

行政や住民サービスに必要な様々な地域情報を現地調査等により情報収集し、効率的な更新作業や安全安心マップ作成等のための基礎資料とする。

・行政の効率化、高度化に必要な情報を収集する。

建物、道路、河川、登山道、基準点等や住所、交差点、限界集落閾値情報、福祉介護施設関連情報等

・安全安心、住民サービスのための情報を収集する。

交通事故発生地点、犯罪発生地点、工事地点、環境情報、バリアフリー情報等収集した情報を電子化する。

○地域情報の統合的利用

行政の効率化、高度化、地域振興、住民サービスのため、収集電子化した地域情報を地図データとともに統合的にWeb等で活用できる環境を整備する。

- ・行政での活用
- ・住民サービスのための情報提供
- ・地域振興・観光促進等のための情報提供
(委託費水準)
 - ・地図(縮尺 1/2,500)の電子化
 - ・都市計画区域内で 1/2,500 地図を紙で管理している面積 3.1 万 km²

電子化作業 190 千円/k m²

※ これに加えて現地調査のための経費も必要

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

地理空間情報活用推進基本法に基づく基盤地図情報の利活用による地域情報の位置の整合性の確保、及び公共測量に基づく必要な精度の確保と重複的な測量等の排除。

(期待される効果)

定性的効果：

- 本事業の成果は、地理空間情報を高度に活用するための基盤であり、「地理空間情報活用推進基本法（平成19年）」の理念に沿ったものである。
- 地図等の電子化及び統合的利用による行政の効率化及び高度化
- 現地調査を網羅的に行うことで地域に密着した最新情報の把握と提供
- 業務を通した現地調査及び情報技術の雇用創出、情報収集の種類によっては特別な資格や経験がない人材を多数活用することが可能。
- 地図等を電子化することにより地理空間情報の活用のための産業が活性化し、二次的な雇用も期待できる。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

地図及び情報利用部局からの予算で継続して情報の更新を実施する。

各部局単位で実施するよりも低予算で可能となる。また更新のため一定の雇用を維持

(関係省庁担当者連絡先)

国土地理院総務部政策調整室 室長 渡辺俊夫 / 係長 笠川啓
電話番号：029-864-6456 / ファックス：029-864-6288

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 地盤情報(ボーリング柱状図等)の電子化	(関係省庁名) 国土交通省															
事業の概要																	
(事業内容)																	
<ul style="list-style-type: none"> ボーリングをはじめとする地盤調査は、社会資本整備を実施するにあたり、計画策定時や設計時の重要な情報であり、工事終了後も現在、都道府県や市町村においてはその調査結果を報告書や紙の柱状図として保管している。 地盤情報は経年変化するものではなく、また、調査の近傍で大きく結果が異なることはまれであるため、過去の地盤情報の結果は調査地域周辺において新たに地盤調査等を行う際に非常に有用である。 現在紙で保管されているこれらのデータを電子化するための作業により、雇用を増大するとともに電子化されることで公開が容易になる。その結果、新たな工事を実施する際の調査費用の軽減や調査期間の短縮が可能となり、地元での社会資本・住宅等の整備に活用されるとともに、防災や都市計画といった分野への活用も期待される 																	
(委託費水準)																	
<p>ボーリング柱状図及び報告書の電子化(検索用データの抽出含み)</p> <table> <tr> <td>1 調査あたり、5 本のボーリングを実施していると仮定し、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①ボーリングの電子化</td> <td>1 本約 1 時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②報告書の電子化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 報告書あたり 0.5 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1 調査あたり、約 1 人日</td> <td></td> </tr> </table>			1 調査あたり、5 本のボーリングを実施していると仮定し、			①ボーリングの電子化	1 本約 1 時間		②報告書の電子化			1 報告書あたり 0.5 日			合計	1 調査あたり、約 1 人日	
1 調査あたり、5 本のボーリングを実施していると仮定し、																	
①ボーリングの電子化	1 本約 1 時間																
②報告書の電子化																	
1 報告書あたり 0.5 日																	
合計	1 調査あたり、約 1 人日																
各都道府県の保有している本数：1～数万本																	
2 万本と仮定すると 4000 人日																	
各市町村で保有している本数：数千本程度																	
5000 本と仮定すると 1000 人日																	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)																	
<ul style="list-style-type: none"> 特になし 																	
(期待される効果)																	
<p>定性的効果：平成 19 年に制定された「地理空間情報活用推進基本法」の第一条(目的)では、国民が安心して豊かな生活を営むことが出来る経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であるとされている。ボーリング柱状図等の地盤情報の電子化は、地理空間情報を高度に活用することの前提となる地理空間情報の提供に資する作業である。</p>																	

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省技術調査課 課長補佐 田中 宏明 / 係長湯通堂 亨
電話番号 : 03-5253-8125 / ファックス : 03-5253-1536

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 地理空間情報の電子化によるコンテンツ充実
(関係省庁名) 国土交通省	(事業の概要)
(背景)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地方公共団体では、紙ベースの地理空間情報をデジタル化して、G I S上で他の情報を重ね合わせて利用したい、というニーズは高いが、予算的・作業量的制約があり、なかなか進展していない状況。 ・ 地方公共団体の電子化された地理空間情報については、デジタルコンテンツのプロバイダー会社、地図調製会社、大学等の研究機関等の民間からのニーズも高い。
(事業内容)	<p>（事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が主導するケースでは、各都道府県が、自ら及び都道府県下の市区町村から紙の地理空間情報を収集し、電子化を一括して民間企業等に依頼。 ・ 市町村が主導するケースでは、各市町村が、府内で所有する地理空間情報の電子化を一括して民間企業等に依頼。 ・ 電子化については、簡易なソフトで作業可能。作業者には、基礎的なG I S関連技術が身に付く。 ・ 各都道府県・市区町村が所有する行政情報の多数は地理空間情報であり、それらを一括して電子化するためには、民間企業等において作業人員の大幅増員が不可欠。 ・ 電子化した地理空間情報を基盤地図情報等の共通白地図に重ね合わせることで、行政事務の効率化・高度化につながるほか、それを活用した民間での新サービス等の創出につながる。

(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村：紙ベースの地理空間情報の提供など（市区町村が主導するケースでは民間委託も担当） ・ 都道府県：紙ベースの地理空間情報の提供、市区町村からの地理空間情報の収集、都道府県基金を利用した民間委託（委託先の選定・監督）など ・ 国：事業の進め方等に関する相談・助言など
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ （事業展開に必要な事項・規制緩和など） ・ 制度改正：特になし
(期待される効果)	<p>（期待される効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各部署毎に、ばらばらに整備・利用・管理されていた紙ベースの地理空間情報を一括して電子化することにより、行政事務の効率化が図られる。

② 従来はG I Sで利用できなかつた行政情報が民間にも提供されることにより、新サービス等の創出につながる。

③ 作業者は電子化作業を通じて基礎的なG I S関連技術を習得できる

④ 地元の民間企業等に委託することで、継続的な地域での雇用が創出

(先行事例)

特になし。

(期間後の取扱い)

地理空間情報の特徴としては初期整備後も定期的な更新を要することが挙げられる。地理空間情報の種類により、数ヶ月～5カ年おきの更新が不可欠となるため、期間後も更新時期を迎えた地理空間情報について更新作業を民間企業等に委託する体制が継続される。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省国土計画局参事官付 地理空間情報活用推進官 遠山 / 係長 実方
電話番号 : 03-5253-8353 / ファックス : 03-5253-1569

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 砂防関係情報周知・啓発事業
(関係省庁名) 国土交通省	(事業の概要)
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害に関する防災情報の自主防災組織、小学校等への周知・啓発活動の実施 ・ 「土砂災害防止法」に関する地元説明補助、出前講座、砂防フィールド現地ガイド等 ・ 市町村防災部局等に対する防災アドバイザー派遣 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への補助、民間企業等への委託 ・ 市町村：民間企業等への委託 <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的効果：土砂災害防止法指定業務の円滑化 ・ 地域住民等への防災意識啓発 ・ 地域毎（例えは市町村毎）の防災ホームページの養成 <p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防ボランティアによる説明会・出前講座の実施。 <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>国土交通省河川局砂防部砂防計画課 企画係長 鈴木 電話番号：03-5253-8467 / ファックス：03-5253-1610</p>	

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供	(事業の名称) 砂防情報電子化作業	(関係省庁名) 国土交通省
事業の概要		
(事業内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域の地理情報（図面）や土砂災害危険箇所、砂防関係施設等の諸情報の電子情報化。 ・防災リソース情報（避難所、水防資機材、消防団員数、建設事業者、建設資機材 等）、土砂災害リスク情報（土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域 等）等の電子情報化。 ・G I Sシステムに重ね合わせる電子情報の整理。 		
(関係者の役割)		
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（市町村）：民間企業等へ委託 ・国：仕様等についての相談・助言 		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
特になし		
(期待される効果)		
(定性的効果) <ul style="list-style-type: none"> ・諸データの電子化によるペーパーレス化 ・G I Sシステムの運用による施設維持管理の効率化・高度化 ・防災情報のW E B公開等、危険度情報等の周知・啓発による地域防災力強化への発展 ・地域防災力の客観評価、及び計画的な地域防災力の強化策検討の基礎資料 		
(先行事例)		
(期間後の取扱い)		
(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省河川局砂防部砂防計画課 企画係長 鈴木 電話番号：03-5253-8467 / ファックス：03-5253-1610		

(関連分野) 文章等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 河川環境・防災情報通知、啓発事業
(関係省庁名) 国土交通省
事業の概要 (事業内容) ・河川環境・防災情報の小学校への周知・啓発活動の実施 出前講座等
(関係者の役割) ・都道府県：都道府県基金からの市町村への補助、民間企業への委託 ・市町村：民間企業等への委託
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果：地域住民等への防災意識啓発 地域毎（例えば市町村毎）の河川環境・防災に対する指導者の養成
(先行事例) 河川管理者・NPOによる説明会・出前講座の実施 http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/kawanimanabu.html http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/anzenriyou.html
(期間後の取扱い) (関係省庁担当者連絡先) 国土交通省河川局河川環境課 企画係長 秋葉 / 河川環境教育係長 田中 電話番号：03-5253-8448 / ファックス：03-5253-1608

(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供
(事業の名称) 全国中小河川における生物相マップ作成事業
(関係省庁名) 環境省
事業の概要
(事業の背景) 平成 16 年に水生生物保全のための水質環境基準を策定し、現在国において県際水域での類型あてはめを行っており、県においては今後県内水域での類型指定の作業が必要となる。この作業の前提として水域の水生生物の情報が必要となるが、県等の管理する水域では、これらの情報が全くない水域が多い。 また、工場排水等による水生生物を含む水環境への影響を評価するためには河川底生物の状況を他の工場排水等の影響を受けていない水域と比較することが必要であるが、県等の管理する水域ではこのような情報がほとんど収集されていない。 このため県等の管理する全国の中小河川において魚類等の水生生物と底生生物の生息状況の全調査を行い生物相マップの作成を行う。このような活動により雇用対策だけでなく水環境保全対策の推進に活用する。
(事業内容)
(1) 事業内容 県市町村の管理する中・小河川において、魚類等の水生生物や底生生物の生息状況を高密度の現地調査、漁業者等からの聞き取り調査などにより情報収集する。
(2) 事業対象地 県市町村の管理する中・小河川
(実施方法)
都道府県の交付金を財源として、都道府県が地域の民間団体、民間企業等に請負契約を行いう。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) なし
(期待される効果)
(先行事例) なし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 環境省水大気環境局水環境課 電話番号：03-5521-8314 / ファックス：03-3593-1438